

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（行情）諮問第454号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行情）答申第501号）

事件名：特定刑事施設が保有する特定年度の監査資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書5（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月18日付け高管発第37号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。ただし、同年9月20日付け高管発第1094号により処分庁が行った一部開示決定（以下「変更決定」という。）により変更された。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 処分庁は審査請求人に対し、特定刑事施設が保有庁の「特定年度監査資料」の行政文書の開示決定を平成30年1月18日付で通知をし、同年2月23日に同行政文書の開示をした。また、他の4件の行政文書も同様とした。

イ しかし、開示された文書内の幹部職員名簿の部分の内、上位3名の幹部以外の職員の「氏名」、「官名」、「職名」が不開示とされており、また、他の文書の同職員の「印影」も下級職員同様に不開示とされていたが、かかる職員のそれらの不開示は決定されておらず、それは処分庁が開示決定通知書での「不開示とした部分とその理由」の説明部分で、監査資料に関して「氏名」、「官名」、「職名」を挙げていないことから明らかであり、故に他の文書での同職員らの「印影」も不開示とした印影に含まれないことも明らかである。

ウ 加えて、①総務省作成の平成28年4月付の「情報公開事務処理の手引き」の資料7「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」でも、要約すると「公にするものとした公務員の氏名については、

法5条1号ただし書イに該当する」と説明されており、不開示決定を行わずに不開示とされた氏名のうち、幹部職員名簿等の前年分等で開示・公開されている8名以上分の少なくとも氏名等は不開示とできない情報の法5条1号ただし書イに該当、②平成30年夏頃に国立印刷局から発行される分や数年前分の「職員録」によって、今回法に則らずに不開示とされた「氏名」、「官名」、「職名」の前後2つはもとより「前任庁等」もほとんどが分かるためやはり法5条1号ただし書イの不開示不可情報に該当、③「年齢」、「勤務年数」は昇任や任用の条件として定められているために「官名」、「職名」と不可分一体的に「その職務の遂行に係る情報」であるため法5条1号ただし書ハの不開示不可情報に該当、これらの開示すべきであった事実も明らかである。

エ これらのことから、法に則った手続・決定を行わずに不開示とした処分の不当性・違法性及び不開示とした情報が開示しなければならない情報であったことは明らかである。

(2) 意見書

1点のみ述べれば、本件審査請求書にも記載しているにもかかわらず諮問庁が全く反論できていないために一切触れていない点であるが、総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室が作成の平成28年4月付「情報公開事務処理の手引き」の資料7「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」の記載内容の説明部分において、要するに「一旦公にするものとした公務員の氏名は法5条1号ただし書イに該当することとなり開示されることとなる。」と明記されており、本件で開示を求めるうちの「氏名」は“平成28年度以前分の同行政文書等や職員録で既に一旦公にするものとした氏名であるため法5条1号ただし書イに該当する”ことは明らかであり、不開示決定の誤りは明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 (略) 審査請求人は、別紙に掲げる文書1から5までのうち、文書5(特定年度 監査資料)(本件対象文書)に記録された様式2(1)概況ア 幹部職員名簿(以下「幹部職員名簿」という。)の一部を不開示にしたことについて、原処分の取消しを求めているところ、処分庁において、本件対象文書に記録された幹部職員名簿については、改めて検討し、変更決定を行ったことから、以下、原処分及び変更決定(以下、併せて「原処分等」という。)により不開示とした部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示とした部分の不開示情報該当性について

(1) 審査請求人は、本件対象文書に記録された幹部職員名簿について、原処分において、特定刑事施設の所長、総務部長及び処遇部長以外の職員

の「氏名」，「官名」，「職名」の不開示は決定されていない旨主張するところ，変更決定において，幹部職員名簿に記録された「氏名」が不開示とされていることについて，刑事施設においては，被収容者が，収容中の処遇等に対する不満ゆえに，特定の職員やその家族に対し，釈放後の報復をほのめかすような事案や，そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられ，こうした状況において，刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合，被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し，不当な圧力や中傷，攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また，刑事施設では，各職員の覇気を高め，施設全体の高い士気を維持することが，適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが，職員の氏名は，これを開示することにより，上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし，その結果，施設の士気の低下を招き，ひいては，施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど，法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに，その結果として，保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず，公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから，当該職員の氏名は，法5条4号に該当する。

なお，「官名」及び「職名」については，法5条各号の不開示情報に該当しないとして，処分庁において，変更決定を行い，当該部分を開示した幹部職員名簿を審査請求人に送付しているところである。

(2) 原処分等において，幹部職員名簿に記録された，「年齢」，「勤務年数」，「現任庁在職期間」，「前任庁等」及び「備考」については，各行ごとに一体として特定の個人を識別することができる情報であり，法5条1号本文前段に該当するものと認められる。

また，これら各欄の法5条1号ただし書該当性を検討すると，いずれも各職員の経歴に関する情報等であり，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは言えないので，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロに該当する事情は認められない上，公務員が行政機関等の一員として，その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから，同号ただし書ハにも該当しない。さらに，不開示とした部分は，「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し，法6条2項に基づく部分開示をすることもできない。

なお，特定刑事施設の所長，総務部長及び処遇部長の「職名」，「官名」及び「氏名」については，いずれも国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されており，また，特定刑事施設の所長については，「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の各欄の記載を開示し

ているが、これは官報に人事異動の情報が掲載され、公にされているためである。

- 3 以上のとおり、原処分等において、本件対象文書のうち幹部職員名簿の一部は、法5条1号、4号及び6号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分等により不開示とした決定については、その結論において妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年11月13日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成31年3月18日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書5である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったが、その後の変更決定により、原処分を変更し、特定刑事施設に勤務する職員（幹部職員）の「氏名」（所長、総務部長及び処遇部長に係るものを除く。）、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」（所長に係るものを除く。）、「前任庁等」（前同）及び「備考」（空欄部分を除く。）の各欄の記載内容部分を不開示（「氏名」欄の記載内容部分につき同条4号及び6号に、その余の各欄の記載内容部分につき同条1号にそれぞれ該当）とした。

これに対し、審査請求人は、上記の不開示部分のうち、上記の職員の「氏名」、「年齢」、「勤務年数」及び「前任庁等」の各欄の記載内容部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されるころ、諮問庁は、変更決定を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分のうち、「氏名」欄の記載内容部分について

ア 諮問庁は、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者等への働き掛けによる報復を示唆する事案等が数多く発生している旨説明するところ、この説明を覆すに足りる事情はない。したがって、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等を考慮すると、こうした状況の下において、刑事施設に勤務する職員の氏名を公にした場合、被収

容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高く、その結果として、職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できない旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、標記の不開示部分に氏名を記載された職員については、いずれも、本件対象文書が作成された時点における最新の職員録にその氏名が掲載されていないと認められる。

イ したがって、標記の不開示部分に記載された職員の氏名は、これを公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分のうち、「年齢」、「勤務年数」及び「前任庁等」の各欄の記載内容部分について

ア 法5条1号本文前段該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設に勤務する職員（幹部職員）ごとにその「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」等を記載する各欄で構成される表形式の文書であるところ、これらの情報は、職員ごとに（すなわち各行ごとに）一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 標記の不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、さらに、公務員の人事に関し記録された情報であって、当該職員の公務員としての職務の遂行に係る情報であるとは認められないから、同号ただし書ハにも該当しない。

(イ) 標記の不開示部分に記載されている情報は、法6条2項の「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、部分開示の余地はない。

ウ したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 文書1 特定年月日及び特定日の工場日報（全工場分）（特定刑事施設保有）
- 文書2 特定年月分の特定工場の日課表（1日でも居た者を含む。）（特定刑事施設保有）
- 文書3 特定年度分 作業決算報告（特定刑事施設保有）
- 文書4 特定年月分 作業実施報告（特定刑事施設保有）
- 文書5 特定年度 監査資料（特定刑事施設保有）（本件対象文書）